

生衛業経営の皆様と生衛組合の活動を支援する基本法

生衛法
60年
の歩み

生衛法は、昭和32年に制定・施行
平成29年に法施行60周年を迎えました

11月は「生衛組合活動推進月間」

生衛法に基づき設立される「生衛組合」は、鹿児島県では、平成29年から30年にかけて、理容組合、美容組合、クリーニング組合、公衆浴場業組合、食肉組合、興行組合が創立60周年を迎えました。

指導センターは、生衛組合が実施する「推進月間」を全国センター、行政機関等とともに支援しています。

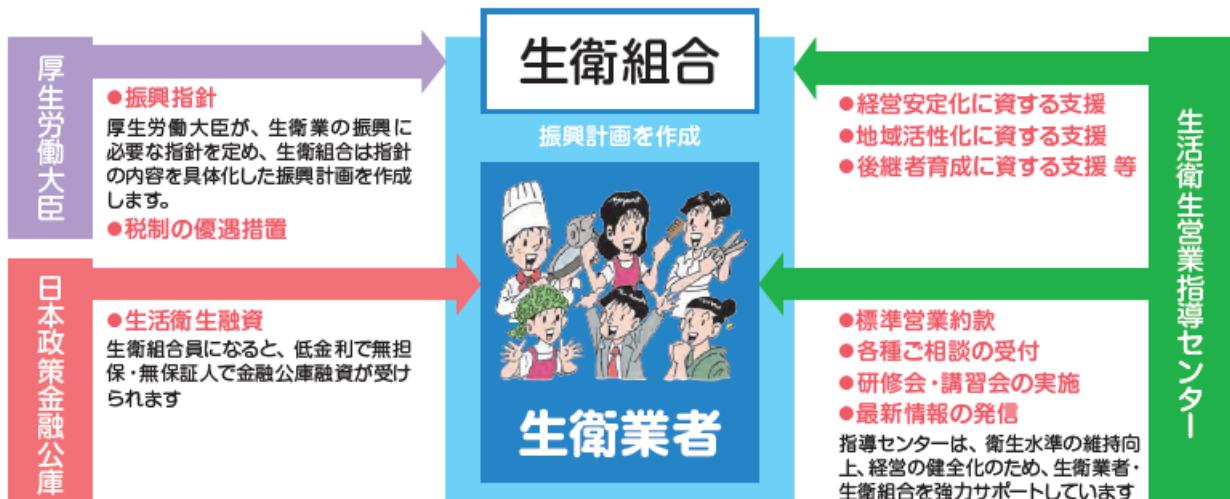
«推進月間のねらい»

- ①組合の活動の意義や地域で果たしている役割の再認識
- ②組合活動の基盤強化
- ③組合のネットワークの強化



生衛法は、私たち生衛業の振興・発展を支援する法律です

生衛法に基づいて設立された生衛組合は、営業者の自主的活動による生衛業界振興のための組織です
国、指導センター、日本政策金融公庫は、生衛組合や生衛業の皆様を支援しています



生衛組合は、組合員一人一人の力を合わせて、生衛業の振興や地域を守るために活動しています

- ・交際費課税の損金算入制度の特例措置延長（消費の拡大で経済活性化）
- ・消費税の軽減税率の対象範囲拡大等の要望活動実施により生衛業の負担軽減
- ・受動喫煙防止対策の適用基準緩和の要望活動実施により生衛業の負担軽減
- ・民泊の条例規制上乗せ等の要望活動実施により地域の生活環境と住民の安全安心を確保
- ・超高齢社会に向けた訪問理美容の拡大など市町村が行う地域包括ケアシステムへの参画
- ・大規模災害時に備え、地域の行政と災害時支援協定の締結
- ・住民生活に不可欠な生衛業を地域に存続させるための後継者育成事業の実施 等

こうした活動の実施には多くの組合員の皆様の支えが必要です。組合加入は、地域経済を支え、超高齢社会における地域社会の暮らし、豊かな国民生活にも、間接的に貢献していることになります。